

第29回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成28年12月26日(月)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (8人)

会 長 9番 比嘉 由具

委 員 1番 太田 守隆
2番 渡久地 真吾
3番 高良 久

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆
8番 知念 一義

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第144号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第145号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)

議案第146号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第147号 非農地証明願について

議案第148号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大濱 兼愛

7、会議の概要

- 議長 ただ今から第29回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 全員、出席しております。
- 議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。
- 議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので議事録署名員は8番委員と1番委員にお願いします。
書記は事務局職員にお願いします。
- 議長 会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)
異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議長 議案に入ります。
- 議長 議案第144号 農地法第3条の規定による許可申請について議案と致します。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第144号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の規定による許
及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会の可否の意見決定を求めます。
- 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。
番号1番 備瀬753 登記現況共に畑 面積235㎡
備瀬795 登記現況共に畑 面積667㎡
備瀬974-1 登記現況共に畑 面積265㎡
譲渡人:うるま市在住C氏
譲受人:本部町在住G氏
売買による所有権移転
添付資料説明
- 番号2番 嘉津宇121 登記現況共に畑 面積729㎡
嘉津宇122 登記現況共に畑 面積349㎡
譲渡人:豊見城市在住K氏
譲受人:本部町在住U氏
売買による所有権移転
添付資料説明
- 以上で説明を終わります。
- 議長 説明が終わりました。審議に入ります。何か質問等はありませんか。
- 議長 質問がないようですので進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしということで、議案第144号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
議案第144号は提案通り可決致します。
- 議長 次の議案に進みます。

議長 議案第145号 農地転用事業計画変更承認申請について(農地法第5条)
議案とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第145号 農地転用事業変更承認申請について(農地法第5条)
上記のことについて、別紙の通り申請書が提出されたので、農地転用許可後の促進等に関する事務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。
番号1番 野原373-5 登記、畑 面積500㎡
譲渡人:本部町在住S氏
譲受人:本部町在住N氏
転用目的:資材置き場
転用理由:自営業を営む、父が資材置き場を必要としているため、
貸借を行うこととなった。
変更理由:整地やボーリング調査を行ったところ、支持層が深く、建築を断念した。
また、隣地へ建築する計画である。
農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地
添付資料説明

番号2番 瀬底72-1 登記、畑 面積199㎡
貸付人:東京都在住T氏
借受人:佐賀県在住S氏
転用目的:店舗
転用理由:県道沿いで、パーラーむいている為。
変更理由:別で共同住宅を建築することとなり、共同住宅用地の購入のため
資金不足になった。
農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議に入ります。何か質問や意見がありましたらお願いします。

6番委員 番号1番の申請地については特に問題ないかと思いますが、
番号2番の申請地については、前回事業計画した方の確認書や
今回計画している人がいつ頃から計画を実行するのかが確認できる確約の書類が
まだないようですので保留にした方が良いと思います。以上です。

議長 6番委員の意見に対して異議がある方、他に質問や意見がある方はお願いします。
他にないようですので進めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 では、議案第145号については、番号1番については提案通り認め、
番号2番については双方の計画が明確に確認できる書類が提出されるまでは
保留ということでもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
議案第145号は番号1番については可決決定で、
番号2番については保留と致します。
次に進みます。

議長 議案第146号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第146号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による

許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回は6件の申請があります。

番号1番 新里422-1 面積556㎡ 登記現況共に畑

譲渡人:那覇市在住N氏

譲受人:名護市にある企業M

転用目的:土砂置場

転用理由:本部町での工事が増えたことから、ヤードが必要となった。

今帰仁村にも近いことから申請地を選定した。

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明。

番号2番 瀬底3176-1 面積305㎡ 登記現況共に畑

譲渡人:本部町在住U氏

譲受人:今帰仁村在住M氏

転用目的:墓

転用理由:墓を建立したい。

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明。

番号3番 野原373-5 面積500㎡ 登記畑

譲渡人:本部町在住S氏

譲受人:本部町在住N氏

転用目的:資材置場

転用理由:墓の建築資材を置くため。

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明。

番号4番 野原373-1 面積831㎡ 登記現況共に畑

譲渡人:沖縄市在住K氏

譲受人:本部町在住S氏

転用目的:一般住宅兼共同

転用理由:自宅兼共同住宅を建築するため。

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明。

番号5番 北里1351 面積1,189㎡ 登記畑

譲渡人:本部町在住H氏

譲受人:本部町在住H氏

転用目的:共同住宅

転用理由:賃貸住宅を建築したい。

農地区分:生産性の低い第2種農地

添付資料説明。

番号6番 瀬底72-1 面積199㎡ 登記畑

譲渡人:東京都在住T氏

譲受人:佐賀県在住S氏

転用目的:店舗

転用理由:県道沿いでパーラーに最適だと思った。

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明。

番号6番は先ほどの議案第145号で保留となった申請地です。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。審議の前に補足説明がありましたらお願いします。

6番委員 議案第146号の申請地をパトロールで実際に見てきたので、補足します。

現況で事前着工等がないかを見てきたのですが、特に事前着工はありませんでした。番号5番の北里の土地は残土がおかれている状態でした。また、番号6番の瀬底の土地については先ほどの議案第145号番号2番で保留となっております。同様の理由でこちらの議案第146号でも保留にした方が良くと思います。補足説明は以上です。

議長 補足説明が終わりました。審議に入ります。何か質問や意見がありましたらお願いします。

議長 質問がないようですので、進めても宜しいでしょうか。
(異議なしの声あり)
補足説明でもありましたが、番号6番の申請地については、議案第145号番号2番で保留とした同様の理由から保留にした方が良くという意見について、他の意見はありませんか。

ないようですので、進めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第146号農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号5番までは提案通り認め、番号6番については保留ということで宜しいでしょうか。
(異議なしの声あり)
議案第146号は番号1番から番号5番までは可決、番号6番は保留と致します。

次に進みます。

議長 議案第147号 非農地証明願いについて議案といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第147号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に規程する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は8件です。

番号1番 願出人:北谷町在住I氏
申請農地:伊豆味3405-1 登記畑 面積7,097㎡
申請要旨:長い間放置したため、雑草、雑木が繁茂している。
所有者:本部町在住I氏
添付資料説明

番号2番 願出人:浦添市在住S氏
申請農地:瀬底1574 登記畑 面積621㎡
申請要旨:昭和60年贈与により取得以後、住まいが浦添で会社勤めの為、畑はできずに立木や雑草が繁茂している。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住N氏
申請農地:瀬底912-2 登記畑 面積468㎡
申請要旨:何十年も前から耕作されておらず、現在は雑木が生い茂った原野状態である。地盤も堅く、畑として利用するのは困難である。
所有者:沖縄市在住U氏
添付資料説明

番号4番 願出人:本部町在住N氏
申請農地:瀬底475 登記畑 面積518㎡
申請要旨:何十年も前から耕作されておらず、現在は雑木が生い茂った

原野状態である。地盤も堅く、畑として利用するのは困難である。

所有者：沖縄市在住U氏

添付資料説明

番号5番 願出人：浦添市の司法書士N氏

申請農地：北里1227 登記畑 面積424㎡

申請要旨：長い間放置していたため、雑草雑木が生い茂り、畑として使用する事が困難である

所有者：浦添市在住K氏

添付資料説明

番号6番 願出人：嘉手納町在住T氏

申請農地：辺名地248 登記畑 面積1,350㎡

申請要旨：20年以上耕作されておらず、現況としては農地に適さない。

所有者：願出人に同じ

添付資料説明

番号7番 願出人：本部町在住T氏

申請農地：山川918 登記畑 面積1,948㎡

山川919 登記畑 面積385㎡

山川920 登記畑 面積470㎡

申請要旨：長い間放置していたため、雑草雑木が生い茂り、畑として使用する事が困難である

所有者：糸満市在住U氏

添付資料説明

番号8番 願出人：本部町在住T氏

申請農地：瀬底3495 登記畑 面積126㎡

申請要旨：当該地は、傾斜地を含み石が多く、20年以上現況のままで、
自分も病気のため耕作することができない。

所有者：願出人に同じ

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑に入る前に、補足説明がありましたら、お願いします。

7番委員 実際にパトロールに行き、申請地を見て回ったので補足説明をします。
番号1番の申請地は雑草雑木があり、また傾斜となっており
畑として使用する事は困難だと思います。
番号2番と番号3番及び番号4番の申請地は写真を見て頂くとわかるかと思いますが、
草は生えていますが特に大きい木などはなく、少し手を加えたら畑として使用できそうです。
番号5番の申請地は大きな木が多く、この土地は畑としての使用は困難だと思います。
番号6番と番号7番の土地についても草や木があり、畑としての使用は困難だと思います。
番号8番の申請地は草や木もありますが特に石が多く、傾斜地であるため、
畑として使用する事は困難に見えました。
補足説明は以上です。

議長 説明が終わりましたので、審議に入ります。
何か質問や意見がある方はお願いします。

質問がないようですが、補足説明によると、議案第147号の申請地について、
番号2番、番号3番、番号4番の土地は少し手を加えると
畑として使用できるという事ですが、この点についても皆さん異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

では他の土地について何か質問や意見がありましたらお願いします。

議長 質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 では、パトロールに行った7番委員の補足説明、また写真資料から考慮して

番号2番、番号3番、番号4番の土地については、
手を加えたらすぐに畑として使えるという点から非農地としては認められず、
それ以外の番号1番、番号5番、番号6番、番号7番、番号8番の土地は、
畑として使用する事が困難という事で、提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 では、議案第147号 非農地証明願いについては、
番号2番、番号3番、番号4番は否決、
番号1番、番号5番、番号6番、番号7番、番号8番は可決と致します。

次に進みます。

議長 議案第148号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)、
議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名頂きましたのでご説明致します。
議案第148号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 嘉津宇151 面積284㎡ 登記現況共に、畑
嘉津宇934 面積598㎡ 登記畑、現況山林原野
嘉津宇949 面積1,163㎡ 登記畑、現況山林原野
利用権を設定する者:本部町在住M氏
利用権設定を受ける者:本部町在住K氏
利用目的:畑、5年3ヶ月間の使用貸借。
添付資料説明。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第148号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)、
提案通りに認めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第148号は可決決定いたします。

本日の総会はこちらをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

1番 太田 守隆
8番 知念 一義

本部町農業委員会会長
会長 比嘉 由具